

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年2月14日

横浜市契約事務受任者
教育次長 木村 奨

1 契約の概要

給食室屋上給湯器配管取替修繕

2 履行(納品)場所

横浜市港南区港南5-6-1

横浜市立南台小学校

3 契約日

令和6年1月13日

4 履行日又は履行期間

令和6年1月13日

5 契約金額

64,900円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市西区久保町4番地12号

三ツ矢設備株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

給食室屋上にある給湯器の更新作業中の業者から「2台あるうちの左側の給湯器のお湯の配管の錆がひどく外れてしまった」と連絡があった。新しい管と取り替えなければ、左側の給湯器は接続できず使用できない状況のため、緊急契約での修繕を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市の有資格者名簿掲載で過去の実績が優良、かつ翌日に来校可能な業者を選定した。

9 所管

南台小学校